

京都市訓令甲第11号

消 防 局

京都市消防職員の任命に関する承認基準の一部を次のように改正する。

平成18年10月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

第1条中「第14条の3」を「第15条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)